

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 23件

国民年金関係 9件

厚生年金関係 14件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和27年1月28日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年4月1日から同年7月20日まで  
② 昭和26年9月28日から27年1月28日まで

申立期間①については、昭和26年4月にB市内にあったA社に面接の上、入社した。

私は、B市のC店で勤務した後、昭和26年5月半ばにD店で勤務し、同年7月頃にはE店で勤務し、27年1月までの期間において同社において勤務している。

しかし、同社に係る私の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和26年7月20日から同年9月28日までの期間しか記録されていない。

両申立期間当時、一緒に勤務していた私の妻の被保険者記録は、昭和27年1月28日までの期間について記録されているので、私の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人がA社に係る厚生年金保険被保険者資格を、昭和27年1月28日に喪失していることが確認できる。

一方、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、同社は、昭和26年9月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨記載されているが、同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者の記録の中には、一旦同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨記録された後に、資格喪失日を同日に遡って訂正されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日においてA社が適用事業所としての要件を

満たしていたと認められることから、同日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、A社に係る厚生年金保険被保険者資格について昭和26年9月28日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている27年1月28日であると認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、申立人は「昭和26年4月に面接を受け入社した。」と主張しているところ、当該期間に関する記憶が鮮明なこと及び同僚の供述から判断すると、申立人は当該期間についてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に解散しており、当時の事業主は連絡先不明のため照会することができない上、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚も連絡先不明等のため供述を得ることができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

また、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、昭和26年7月20日に払い出されていることが確認でき、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、厚生年金保険被保険者の資格取得日は同日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人が、同時期に入社したとして名前を挙げた複数の同僚についても、昭和26年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得した者がいないことから判断すると、申立期間①当時、A社では、従業員について必ずしも入社と同時に、厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（28 万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を 28 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から7年6月1日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されていることが分かった。申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、28 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年6月30日）の後の平成7年8月10日付けで、申立期間の標準報酬月額が6年8月1日に遡って20 万円に減額訂正されていることが確認できる上、事業主、取締役一人及び同僚4人についても7年8月10日付け、並びに取締役一人及び同僚二人についても同年10月24日付けでそれぞれ標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が所持する平成6年8月から7年5月までの期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間について遡及訂正前の標準報酬月額（28 万円）に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、同社の元役員3人は、「社会保険関係事務は事業主が携わっており詳細は分からないが、倒産前は経営がかなり厳しい状況であったので、厚生年金保険料を滞納していたと思う。」と供述していることなどから判断すると、申立期間当時、申立事業所は厚生年金保険料を滞納していた状況が推認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成7年8月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、6年8月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年2月から15年12月までの期間及び16年2月から同年8月までの期間及び同年12月から17年8月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、12年2月から同年4月までは34万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月から13年3月までは34万円、同年4月から同年6月までは32万円、同年7月は34万円、同年8月から同年11月までは32万円、同年12月は34万円、14年1月及び同年2月は32万円、同年3月から同年5月までは34万円、同年6月は32万円、同年7月から同年11月までは34万円、同年12月から15年12月までは36万円、16年2月から同年6月までは36万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年12月及び17年1月は30万円、同年2月から同年4月までは36万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年6月1日から17年9月30日まで

「ねんきん定期便」により、勤務していたA社に係る標準報酬月額が、記憶している給与総支給額より低く記録されていることに気付いた。給与振込額が記載された預金通帳（写し）を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定する

こととなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成12年2月から15年12月までの期間及び16年2月から同年8月までの期間及び同年12月から17年8月までの期間における標準報酬月額については、申立人が所持する給与振込口座の写しから確認できる振込額及びB市から提出を受けた平成15年から17年までの所得に係る市民税・県民税所得証明書から確認できる給与収入額（年額）及び社会保険料控除額（年額）等から推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、12年2月から同年4月までは34万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月から13年3月までは34万円、同年4月から同年6月までは32万円、同年7月は34万円、同年8月から同年11月までは32万円、同年12月は34万円、14年1月及び同年2月は32万円、同年3月から同年5月までは34万円、同年6月は32万円、同年7月から同年11月までは34万円、同年12月から15年12月までは36万円、16年2月から同年6月までは36万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年12月及び17年1月は30万円、同年2月から同年4月までは36万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の市民税・県民税所得証明書等で確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、当該期間についてオンライン記録で確認できる標準報酬月額と長期間にわたり一致していない上、平成16年度及び17年度の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主が申立人について届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間について、前述の市民税・県民税所得証明書で確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成16年1月及び同年9月から同年11月までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与振込口座の写しから確認できる振込額等から推認される報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成3年6月から12年1月までの標準報酬月額については、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 2 日から 48 年 9 月 1 日まで

A社で、厚生年金保険の脱退手当金について説明を受けたが、受け取らないと申し出て、脱退手当金裁定請求書を出さなかった記憶がある。

脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間（42 か月間）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が2回の被保険者期間のうち最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 48 年 9 月 1 日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 36 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、二人（申立人を除く。）以外には支給記録が無いことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いと考えられる。

さらに、申立人が所持する脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示が無く、当時再交付の場合においても脱退手当金が支給された場合には、支給を示す表示をするとの社会保険庁（当時）の通知が存在したが、日本年金機構によると、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所（当時）においては、一般的には再交付された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金の支給を示す表示を行う取り扱いで

あった旨の回答が得られることを踏まえると、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月29日から同年10月1日まで

平成4年10月1日にA社から同社の関連事業所であるB社に異動した時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が、A社及びB社に継続して勤務し（平成4年10月1日にA社から同社の関連会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年8月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 22 日から 38 年 9 月 26 日まで  
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 8 月 31 日まで  
③ 昭和 43 年 6 月 1 日から 45 年 4 月 30 日まで

オンライン記録では、A社及びB社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。脱退手当金の請求手続きをしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、請求時までの全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②及び③の前後における2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、5回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、申立期間②及び③より前の未請求となっている被保険者期間と申立期間①、②及び③は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年4か月後の昭和47年8月22日に支給決定されたこととなっている上、当時、B社に勤務していた同僚は、「申立期間当時、事業所から脱退手当金に関する説明等はなかった。」と供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示は無い上、同被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和45年4月30日

の前後2年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性15人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録が確認できるのは申立人のみである。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 福岡国民年金 事案 2405

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から46年10月まで

昭和43年4月頃、A市役所から国民年金の加入案内が送られてきたので、国民年金に加入し、B事業所で働いていた時の貯蓄で国民年金保険料を納付した。両親も既に国民年金に加入していたので、3人の国民年金保険料を納付書で、郵便局やA市役所の出張所で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月頃、国民年金の加入案内が送られてきて、国民年金に加入したと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から51年1月に払い出されたことが確認できる上、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市C区役所の国民年金被保険者名簿には、受付日が「昭和51年1月7日」、国民年金被保険者の資格取得日が「昭和43年4月18日」と記載されていることが確認できることから、昭和51年1月7日に国民年金の加入手続が行われ、国民年金の強制被保険者としての資格を取得した43年4月18日に遡って被保険者資格を取得したと記録されたものと考えられ、加入手続の時点においては、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月から48年3月まで

私は、短期大学を卒業後、実家の店舗で手伝いをしていたが、国民年金に加入して結婚するまで、母が自分の分と一緒に国民年金保険料を払ってくれた。

国民年金の加入手続は、母が、国民年金保険料の集金人に実家へ来てもらって行った。

申立期間当初の国民年金保険料は数百円だったと記憶している。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、A社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月7日に払い出されていることが確認できることから、当該払出時点において、申立期間のうち、昭和43年1月から46年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に申立人に対して別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの期間については、過年度納付が可能な期間であるものの、申立人の母親において、過年度納付を行った事情はうかがえない。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料は申立人の妹の保険料とともに納付したとしているところ、申立人の妹の手帳記号番号は申立人と同じ昭和48年6月7日に連番で払い出されていることが確認できる上、申立期間の申立人の妹の記録は未納とされていることから、申立人はその妹とともに同

日に国民年金に加入して国民年金保険料の現年度納付を開始したものと考えるのが自然である。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から11年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から11年12月まで

私は、専門学校を卒業し就職したが、平成8年3月末に父の自営業を手伝うために退職した。私の国民年金の加入手続は私の母が行い、申立期間の保険料は、家族全員の保険料の納付をしていた母が全て納付した。両親は完納しており、私の申立期間の国民年金保険料についても、両親の保険料と一緒に納付したはずだ。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が平成8年3月末に退職したことに伴い、申立人の母親が申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金被保険者資格を取得することが必要であるところ、申立人が所持する年金手帳の記載内容及びオンライン記録により、申立人の厚生年金保険手帳記号番号と同一番号による基礎年金番号の付番、新たな年金手帳の交付及び厚生年金保険から国民年金への切替手続きが、いずれも12年5月30日に行われ、申立期間前の厚生年金保険被保険者資格を喪失した8年4月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得したことが確認できることから、当該切替手続きが行われるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、申立期間当時、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、その母親が同居していた両親の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、オンライン記録及びA町役場が保管する申立人及びその両親に係る国民年金被保険者名簿の検認記録によ

り、申立期間については、申立人の両親の保険料は、いずれも現年度納付となっているのに対し、申立人の保険料は未納となっているとともに、申立期間後である平成 12 年 4 月及び 5 月について、申立人の両親の納付日は同年 5 月 22 日となっているのに対し、申立人の納付日は新たな年金手帳が交付された（平成 12 年 5 月 30 日）後の同年 7 月 26 日と異なっていることが確認でき、同年 6 月以降の保険料は、全て同日に納付されていることから見て、申立人の母親は、同年 6 月から申立人の保険料を両親と一緒に納付し始めたと考えるのが自然である。

なお、申立人のオンライン記録により、申立期間後の平成 12 年 1 月から同年 3 月までの保険料は、14 年 2 月 19 日に過年度納付により納付されていることが確認でき、当該過年度納付された時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、昭和43年4月9日に、長女を近所の人に預け、A市B区役所（現在は、A市C区）に行って、D市からの転入に係る諸手続を行った。その時に、国民年金の異動手続も行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。その後、2回目以降はE団地集会所で納付したと記憶している。

この件で3回、社会保険事務所（当時）に行ったが、納付記録が無いということで認めてもらえなかった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を、最初はA市B区役所で、2回目以降は同区E団地集会所で納付したと主張しているところ、申立人が所持している国民年金手帳の昭和44年度及び45年度の国民年金印紙検認記録を見ると、昭和44年4月から同年9月までの欄には、「44年10月31日」の日付と「A市B12」という検認者の記載がある検認印が押されているとともに、同年10月から46年3月までの欄には、3か月ごとに納付したことを示す日付と「A市B62」という検認者の記載がある検認印が押されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間である昭和43年度の国民年金印紙検認記録には、全ての月の欄に検認印が押されておらず、同年度の国民年金印紙検認台紙は、切取線上に昭和44年10月の日付の入った契印が押されて切り離されていることから、前述の44年10月31日に、申立人が国民年金印紙を購入の上、検認台紙の44年4月から同年9月までの欄に貼付された際に、B区役所は、旧国民年金法施行規則第73条第1号の規定（国民年金手帳の提出があった場合において、提出があった日の属する年度前の年度分の検認台紙があるときは、当

該検認台帳を切り離し、これを社会保険庁長官の指定する当該職員に送付しなければならない。)に基づき、印紙の貼付がない申立期間の印紙検認台紙の切り離しを行ったものとするのが自然である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 54 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 54 年 4 月まで

平成 19 年 7 月頃に社会保険事務所（当時）で調査してもらったところ、昭和 40 年 4 月からの厚生年金保険の被保険者記録が判明し、さらに 48 年 12 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料の納付記録も判明した。しかし、申立期間における保険料が未納となっており、随分前のことではっきりした記憶は無いが納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 1 月に払い出されており、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿によれば、記事欄に「不在決定 51.11.22」と記載されていることが確認できることから、51 年 11 月 22 日以降、当該記号番号での国民年金保険料の納付記録は無く、申立期間に係る国民年金保険料についても未納とされていることが確認できる。

また、昭和 60 年 6 月に B 市において、申立人に対し、前述とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、当該記号番号の払出時点においては、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から45年2月まで  
父が将来のことを考え、国民年金に加入する必要があると言って加入手続と保険料の納付をしてくれた。  
申立期間の領収書等は保管していないが、厳格な父が納付していたことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年2月にA市B区で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、この時点で昭和44年7月に遡って資格取得がなされたものと推認されることから、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人自身は、申立期間における国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないことなどから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から50年4月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から50年4月まで

私は、昭和38年1月から40年7月まで病気で入院していたが、その際に国民年金の付加保険料の納付を勧められて、退院後に夫に納付してもらったことを記憶しているので、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、国民年金に付加保険料（所得比例保険料）が導入されたのは昭和45年10月であること、申立人の特殊台帳の50年度の摘要欄に「50.5㊤ 加入」と記載されていることから、50年5月に付加保険料の納付を開始したことが確認できること、申立期間のほとんどの期間は、追納、特例納付及び過年度納付による納付であり、これら期間においては納期内の納付を対象とする付加保険料は納付できないことなどを踏まえると、申立人の夫が申立人の付加保険料を納付していたものとは考え難い。

また、申立人及びその夫の年金記録は、国民年金制度が開始された昭和36年4月から付加保険料の納付を開始した50年5月まで、保険料の納付済期間、免除期間等の記録は全て一致しているところ、申立人の夫の特殊台帳においても前述と同様の記載が確認できる上、同台帳及びオンライン記録において、申立期間の付加保険料が納付された事跡はうかがえない。

さらに、申立人の夫が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、ほかに申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から10年3月まで

私は、年金受給の問い合わせのために、社会保険事務所（当時）に出向き、窓口の男性担当者に、「今50万円納付すると、将来にわたり年金の額が有利になる。」と言われ、夫から50万円を借り受けて国民年金保険料を一括納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、50万円を一括納付したと供述しているところ、申立期間は61か月と長期であり、当時は、特例納付の実施期間ではないことから、申立期間に係る国民年金保険料を一括して納付することはできない。

また、平成9年1月1日に導入された申立人の基礎年金番号は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した5年3月1日時点の厚生年金保険被保険者記号番号が付番され、当該取得日に係る入力処理は、過年度納付書が発行された12年5月23日に行われたものと確認できることから、この時点までは、申立期間は未加入期間とされ、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年3月までの期間、6年8月から7年3月までの期間及び9年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月から4年3月まで  
② 平成6年8月から7年3月まで  
③ 平成9年11月

私は、申立期間当時、国民年金保険料を納付しない期間が2年以上経過するとそれ以前に納付していた保険料が無効になると信じていたので、無効とにならないように申立期間の保険料を納付していた。納付方法等についての記憶は定かではないが、申立期間における保険料を納付したのは間違いないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成5年6月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したために同年6月の国民年金保険料が過誤納となり、同年8月23日に、当該保険料は時効間際の3年7月の保険料として充当されていることが確認できることから、その時点において、当該期間は未納であったことがうかがえる。

また、申立期間②について、申立期間②直後の平成7年4月及び5月の国民年金保険料が同年8月28日に現年度納付された後、申立期間②直前の6年6月及び同年7月の保険料が7年11月6日に過年度納付されているところ、申立人は、これら期間における納付手続、納付場所等に係る記憶は定かではないほか、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後の申立期間③についても、種別変更、納付手続等に係る記憶が定かではない上、申立期間に係るオンライン記録とA市B区の納付記録は一致していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が脱退手当金支給済みとなっているが、脱退手当金については、制度自体を知らなかった上、請求もしていなければ受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和44年6月17日に支給されているなど、当該脱退手当金支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、前述の被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した前後5年間に同資格を喪失した同僚の中で、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている者が6人確認できるところ、そのうちの5人が、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から6か月以内に脱退手当金を支給されている上、当該同僚のうち連絡が取れた者は、事業主が代理請求を行っていた旨の供述をしており、申立期間当時、A社においては、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間前に脱退手当金が未請求となっている別事業所に係る厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、

申立期間の脱退手当金が請求された昭和 44 年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられ、A社の事業主が代理請求を行った可能性が高いことを踏まえると、脱退手当金が未請求となっている被保険者期間が存在することに事務処理上の不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者としてのその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで  
③ 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで

A社が運営するB事業所に勤務していた期間のうち、全ての申立期間に係る標準報酬月額がそれぞれの直前の標準報酬月額よりも下がっている。

C市役所で採用試験があり、処遇はC市の職員に準ずるとの説明を受けており、給与の昇給等があった場合は、同市役所から同社に連絡されていたと思う。私の記憶では、給与が下がることは絶対に無かった。

全ての申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当該期間の直前の昭和 56 年 4 月及び 57 年 4 月に改定された標準報酬月額と比較すると、申立人の申立てどおり低くなっているものの、当時、毎年 10 月に行われた標準報酬月額の決定（以下「定時決定」という。）による標準報酬月額の推移で見ると、55 年 10 月及び 56 年 10 月の定時決定における標準報酬月額と比較して上昇していることが確認できることなどから判断すると、申立人が主張する昇給に伴う定時決定が行われていると推認される。

また、申立期間①及び②のうち、昭和 56 年 10 月及び 57 年 10 月における標準報酬月額の定時決定については、申立人の時間外手当など給与に関する記録が確認できず、試算することができないものの、58 年 10 月及び 59 年 10 月の定時決定における標準報酬月額は、C市から提出された申立人の給

与に関する記録から試算したところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致しており、不自然な定時決定が行われた形跡はうかがえない。

さらに、昭和56年4月及び57年4月に標準報酬月額の改定が確認できるが、これについては、56年1月及び57年1月に、理由は不明であるが、一時的な給与の大幅な上昇があったため、随時の標準報酬月額の改定が行われたものと考えられる。

2 申立期間③について、オンライン記録における当該期間に係る標準報酬月額は、申立期間③直前の平成11年10月の標準報酬月額の定時決定における標準報酬月額に比べて、申立人の申立てどおり低くなっているものの、オンライン記録によれば、申立人を除くB事業所の厚生年金保険の被保険者20人中15人についても同様に低くなっていることが認められる。

また、A社が運営するB事業所の職員の給与待遇は、C市の職員に準ずるとされているところ、C市人事委員会の記録から、C市の行政職職員の給与は、平成11年度以降、月例給の減額による引き下げが毎年実施されていることが確認できる。

3 申立人が、全ての申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主に控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 40 年 6 月 2 日まで

日本年金機構から、脱退手当金の受給の有無を確認するためのはがきを送られてきて、A社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したとされていることを知った。

当時、人員削減のため退社し、その後、失業保険を受給しながら、就職先を探していたが、夫の転勤が決まったため、C県に転居してから再就職した。脱退手当金の請求などしたこともなく、受給した記憶も無い。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金支給記録は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和40年10月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間以前に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金は未請求となっているが、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間の事業所とは所轄社会保険事務所（当時）が異なる別の記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和40年当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている事業所の被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上の不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案3590

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から39年1月1日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間及びB社C支店に勤務していた期間について、厚生年金保険の脱退手当金を受給したととされている。

B社C支店を退職した時に、脱退手当金の受給の有無についての意向確認があり、同社に受給手続を代行してもらい、同社に係る脱退手当金は受給したが、申立期間に係る脱退手当金については、請求手続を行ったことも、受給した記憶も無い。

平成13年2月に社会保険事務所（当時）で受け取った被保険者記録照会回答票の記録と、現在の同記録は、厚生年金保険の被保険者資格取得日欄の記載内容が相違しており、当該記録が改ざんされていると思われる。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものとされており、申立期間の脱退手当金が請求された当時、社会保険事務所では、請求者からの申出がない場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられるところ、オンライン記録において、申立人が脱退手当金の受給を認めているB社C支店（以下「最終事業所」という。）に係る厚生年金保険被保険者期間及び申立期間の事業所に係る同被保険者期間を合算した期間の脱退手当金が申立人に支給された記録となっており、両事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号は同一であったことが確認できる一方、申立期間の前の事業所に係る被保険者期間については未請求とされているものの、上記両事

業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で記録されていることが確認できることを踏まえると、未請求の被保険者期間が存在することに事務処理上の不自然さはいかたがえなない。

また、申立人は、「B社C支店を退職する時に、脱退手当金の請求手続を代行してもらった。」と供述している上、最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和47年2月11日の前後5年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たす女性被保険者33人の被保険者記録を確認したところ、申立人を含む21人について、脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち17人は被保険者資格の喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給がなされているほか、支給決定日が他の被保険者と同一日である者が7人（昭和43年5月17日が支給決定日となっている者4人、44年4月15日が支給決定日となっている者3人）確認できることを踏まえると、事業主による脱退手当金の代理請求が行われた可能性が高い。

さらに、申立期間及び最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間及び最終事業所の被保険者期間を合算した期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和47年5月8日に申立期間及び最終事業所分の脱退手当金が併せて支給されたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

加えて、申立人は、平成13年2月に社会保険事務所で受け取ったとする被保険者記録照会回答票（一時金画面）を保管しており、当該照会回答票における資格取得日と、オンライン記録における資格取得日が相違しており、当該照会回答票の記録が改ざんされていると主張しているものの、申立人が保管する当該照会回答票の被保険者資格取得日欄が、最終事業所における被保険者資格の取得日である「39.01.04」と記録されていたものが、現在は、申立事業所における同資格取得日である「37.10.01」と記録されていることについて、年金事務所は、「資格取得日の記録に誤りがあったことから、訂正を行っており、単純な入力ミスであった。」と回答している上、当該照会回答票において確認できる脱退手当金の支給対象月数、支給額、支給日等の記載はオンライン記録といずれも一致していることが確認でき、当該照会回答票の記載内容が不自然に訂正された形跡はいかたがえなない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 6 月 1 日から 33 年 8 月 15 日まで  
年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の脱退手当金を受給したとされているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金について、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年10月10日に支給されたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和33年8月15日から39年12月20日までの期間に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たす女性被保険者12人の被保険者記録を確認したところ、申立人を含む9人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち7人は被保険者資格の喪失後4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該未請求の被保険者期間と申立期間に係る被保険者期間とは、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困



難であったものと考えられることから、支給されていない被保険者期間が存在することに事務処理上の不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から同年 7 月まで

「厚生年金受給者便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、高等学校を卒業した後にA社に勤務していた期間であり、給与から健康保険料及び厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の人事関係及び社会保険関係の資料を保存していない。」と回答している上、当時の事業主は死亡しており、同僚の多くが申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間以前から継続して厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「当時、A社の従業員数は、40人から50人程度であった。そのうち、正社員は、7人から8人程度であった。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿では、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得者数は12人であることが確認できること、及び申立人が、申立人と同じ高等学校を卒業後、一緒にA社に入社したと記憶する同僚は、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人と同時期に申立人とは別の高等学校を卒業し、昭和29年4月に同社に入社したとする同僚3人は、前述の被保険者名簿において、同年9

月 20 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できること、及び別の同僚は、「私は、昭和 29 年 4 月 29 日に A 社に入社し、当初は臨時雇いであった。本雇いになったのは同年 9 月からである。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿により、同年 9 月 22 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情もうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 1 月 1 日まで

私は、A社の取締役で社会保険手続を担当しているが、同社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額を 50 万円として届け出るべきであったにもかかわらず、誤って 44 万円として届け出てしまったために、実際に支給されていた給与支給額に見合う標準報酬月額よりも低い金額で記録されているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

一方、申立期間については、申立人が所持する給与支払明細書及びA社が提出した賃金台帳により、給与月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 福岡厚生年金 事案 3594（事案 1954 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月から 31 年 6 月まで

A社に採用され、昭和 26 年 5 月から 31 年 6 月までの期間において同社B営業所に勤務していたが、勤務期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたものの、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、A社の取引先事業所であったC社D事業所（E市）の社員とF社（G町（当時））の社長の名前を思い出したこと、及び申立期間当時に住んでいたE市にあったH医院に私の妻が入院したことがあることを思い出したので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、期間の特定はできないものの、申立人がA社において勤務していたことは推認できるものの、i) A社及び同社B営業所は、社会保険適用事業所名簿及びオンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いこと、ii) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、オンライン記録によれば、当該事業所の代表取締役を含む4人及び申立人が名前を挙げる同僚の被保険者記録も見当たらないこと、iii) 当該事業所は既に解散しており、当時の事業主は所在が不明である上、申立人が名前を挙げる同僚も所在が確認できないことから供述を得ることができず、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行

われている。

今回、申立人は、A社の取引先事業所であった、C社D事業所の社員及びF社の社長の名前を思い出したこと、並びに申立期間当時に住んでいたE市内にあったH医院に自身の妻が入院したことがあることを思い出したとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が、当時の取引先事業所であったとするC社D事業所の社員として名前を挙げる二人のうち、一人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録は確認できるものの既に死亡していること、及び他の一人については被保険者記録が確認できず、連絡先が不明であることから、申立期間当時に係る供述を得ることができない上、同社D事業所では、「申立事業所が、当社と関係があった事業所であったことを確認できる資料は無い。」と回答しており、申立てに係る新たな事情は確認できない。

また、申立人が当時の取引先事業所とするF社の経営者は既に死亡している上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても申立人に係る記憶は無いとしており、申立てに係る新たな事情は確認できない。

さらに、申立人は、「当時、私の妻がE市内にあるH医院に入院したことがある。」と申し立てているものの、H医院の当時の事業主は既に死亡している上、E県医師会は、「H医院に係る記録が無い。」と回答していることなどから、申立てに係る新たな事情は確認できない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 21 日から 39 年 4 月 30 日まで  
A社を退職する時はまだ 20 歳前後で、失業保険の説明を受けたことは記憶しているが、脱退手当金の話も聞いたこともなく受給した記憶もない。  
申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の脱退手当金を支給されていることを意味する「脱」表示が確認できる。

また、脱退手当金の支給額は、B社の勤務期間とA社の勤務期間を合算した月数分が支給されていることが確認できる上、当該支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで  
オンライン記録では、A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。  
脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 37 年 6 月 1 日の前後の期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 22 人（申立人を除く。）について脱退手当金の支給記録を確認したところ、21 人に支給記録が確認でき、そのうち 18 人は資格喪失後 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているところ、同事業所に勤務していた申立人の同僚 3 人は、いずれも「事業所から脱退手当金に係る手続について説明を受けた記憶は無いが、脱退手当金の手続は自ら社会保険事務所（当時）において行った。」と供述していることなどから、当該事業所を退職した女性従業員は申立期間当時、脱退手当金の請求手続を行っていた可能性がうかがえる。

また、申立人に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 9 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間以前に脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年



金保険の被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とはそれぞれ別の記号番号で管理されており、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 15 日から 36 年 7 月 22 日まで  
A社を退職した後、脱退手当金を昭和 37 年 7 月に受給したことになっている。私は、昭和 36 年 7 月 \*日に結婚し、B市に居住しており、脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の脱退手当金を支給されていることを意味する「脱」表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人と同時期に被保険者資格を喪失した同僚のなかで 15 人にオンライン記録における脱退手当金の支給記録があり、そのうち申立人を含む 12 人には厚生年金保険被保険者名簿の欄に脱表示が確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間以前に脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険の被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とはそれぞれ別の記号番号で管理されており、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはいかたがえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 27 日から 41 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 8 月 20 日まで

オンライン記録では、A社及びB社（現在は、C社）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和44年3月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間以前に脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険の被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とはそれぞれ別の記号番号で管理されており、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはいかたがえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 43 年 3 月 16 日まで  
オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。  
脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和 43 年 6 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、前述の被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 43 年 3 月 16 日の前後1年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 29 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、28 人について支給記録が確認でき、いずれの者も資格の喪失後4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間以前に脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金

保険の被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とはそれぞれ別の記号番号で管理されており、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはいかたがえがない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 9 日から 46 年 2 月 17 日まで  
オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。  
脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和46年5月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、昭和51年10月に婚姻するまでの期間において、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、国民年金に加入しておらず、年金受給に対する意識がうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間以前に脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険の被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とはそれぞれ別の記号番号で管理されており、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはない。